

全建事発第 021 号

平成 30 年 5 月 23 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 近 藤 晴 貞

[公 印 省 略]

「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」の周知について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、このたび国土交通省土地・建設産業局建設業課より、別添のとおり通知がありました。

公共工事の施工にあたっては、技術者・技能労働者の確保や資機材の調達に加え、交通誘導員の確保も重要であり、これについては、「交通誘導員の円滑な確保について」（平成 29 年 6 月 8 日付け国土入企第 3 号）において、地域の実情に応じて警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携して対応するようお願いしていたところです。

今般、交通誘導警備を含む警備業に関して、警察庁生活安全局安全企画課長より、別添のとおり、本年 3 月に一般社団法人全国警備業協会が策定した「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」について周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、お願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 木下
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp